

食の安全・安心推進横浜会議委員選定要領

制定 平成 24 年 3 月 21 日

最近改正 令和 5 年 3 月 14 日健食品第 1497 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、食の安全・安心推進横浜会議運営要綱（以下「要綱」という。）第 3 条第 1 項に定める委員の選定について定めるものとする。

（委員構成）

第 2 条 委員構成は次のとおりとする。

(1) 学識経験者

人数 1～4 人

(2) 市民

人数 1～4 人

自由な立場の市民の代表を公募する。

(3) 食品関係団体を代表する者

ア 消費者団体連絡会代表

人数 1～4 人

食の問題に積極的に取り組んでいる本市消費者団体の集合体である横浜市消費者団体連絡会に委員の推薦を依頼する。

イ 食生活等改善推進員代表

人数 1～2 人

食を中心に健康づくり活動を行い、食の問題にも取り組みをしている横浜市食生活等改善推進員協議会に委員の推薦を依頼する。

(4) 食品関係事業者代表

人数 1～6 人

生産者、製造者、流通関係者、横浜市食品衛生協会など関係事業者に委員の推薦を依頼する。

（市民応募資格）

第 3 条 第 2 条第 1 項第 2 号の市民の応募資格は、次の要件を満たすものとする。

横浜市に在住する者

（市民の公募方法等）

第 4 条 市民の公募にあたっては、応募資格等について広報に掲載し、周知する。

2 応募する者（以下「応募者」という。）は、食の安全・安心推進横浜会議委員の応募理由を提出するものとする。

（市民の選考方法等）

第5条 選考は選考会をもって行う。

2 選考会は次のもので組織する。

- (1) 保健所長
- (2) 健康安全部長
- (3) 監視等担当部長
- (4) 健康安全課長
- (5) 食品衛生課長
- (6) 医療安全課長

3 第4条第2項により提出された食の安全・安心推進横浜会議の応募理由により選考するものとする。ただし、必要と認めるときは、応募者の面接を行うことができる。

4 選考の基準は次のとおりとする。

- (1) 食の安全について知識を有していること。
- (2) 食の安全について問題意識をもっていること。
- (3) 市民の立場から建設的な意見や提案があること。
- (4) 意見が論理的で説得力があること。

5 選考は、第5条第2項の職員の過半数の出席がなければ、選考会を開催することができない。

6 選考の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、保健所長の決するところによる。

7 選考の庶務は、横浜市医療局食品衛生課食品衛生係において処理する。

(市民選考結果の通知)

第5条 選考の結果については、応募者本人に対し、通知するものとする。

(委 任)

第6条 この要領に定めるもののほか、選考の議事その他運営に関し、必要な事項は監視等担当部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(横浜市食の安全懇話会委員選定要領の廃止)

2 横浜市食の安全懇話会委員選定要領(平成19年)は、廃止する。

(横浜市食の安全懇話会委員(市民代表)公募要領の廃止)

3 横浜市食の安全懇話会委員(市民代表)公募要領(平成19年)は、廃止する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。